

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原子力規制委員会 御中 平成27年12月 4 日 届出者 住所 <u>東京都品川区東品川二丁目2番4号</u> 氏名 <u>原子燃料工業株式会社</u> 代表取締役社長 <u>田窪 昭寛</u> (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者: <u> </u> 所属: <u>業務管理部</u> 電話: <u> </u>) 別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	名称 <u>原子燃料工業株式会社 熊取事業所</u> 場所 <u>大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目950番地</u>
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	核燃料物質の加工の事業に関する許可 昭和47年 9月 1日
原子力事業者防災計画作成（修正）年月日	平成27年12月1日
協議した都道府県知事及び市町村長	大阪府知事、熊取町長
予定される要旨の公表の方法	インターネット上の当社ホームページにて公表する

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力事業者防災業務計画

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

原子燃料工業株式会社

熊取事業所

目次

第1章 総則.....	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義.....	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	3
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	5
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章 原子力災害予防対策の実施	6
第1節 防災体制.....	6
1. 緊急時態勢の区分	6
2. 原子力防災組織.....	6
3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員等	7
第2節 原子力防災組織の運営	8
1. 通報連絡体制及び情報連絡体制	8
2. 緊急時態勢の発令及び解除	9
3. 権限の行使	11
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	12
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等	12
2. 原子力防災資機材等の整備	13
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	13
1. オフサイトセンター（事業者ブース）に備え付ける資料.....	13
2. 原子力規制庁緊急時対応センター（事業者ブース）に備え付ける資料	14
3. 事業所及び本社に備え付ける資料	14
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	14
1. 対策本部室	14
2. 集合及び避難場所	14
3. 気象観測設備	15
4. 放送装置.....	15
5. 緊急時医療用除染施設	15
第6節 防災教育.....	15

第7節 防災訓練.....	16
1. 社内における訓練	16
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練.....	16
3. 国への実施結果の報告	16
第8節 関係機関との連携	16
1. 国との連携	17
2. 地方公共団体との連携	17
3. 地元防災関係機関等との連携	17
第9節 周辺地域住民に対する平常時の広報活動.....	18
第3章 緊急事態応急対策等の実施	19
第1節 通報及び連絡	19
1. 通報の実施	19
2. 緊急時態勢発令時の対応.....	20
3. 情報の収集と提供	20
4. 電話回線の確保.....	21
第2節 応急措置の実施.....	21
1. 警備及び避難誘導	21
2. 放射能影響範囲の推定	21
3. 緊急時医療	22
4. 消火活動.....	22
5. 汚染拡大の防止	22
6. 線量評価.....	22
7. 広報活動.....	23
8. 応急復旧.....	23
9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置.....	23
10. 資機材の調達及び輸送.....	24
11. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	24
12. 応急措置の実施報告	24
13. 原子力防災要員の派遣等	24
第3節 緊急事態応急対策	26

1. 第2次緊急時態勢の発令	26
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告	26
3. 応急措置の継続実施	26
4. 事業所外運搬事故における対策	27
第4章 原子力災害事後対策	28
第1節 事業所の対策	28
1. 復旧対策	28
2. 被災者の相談窓口の設置	28
3. 緊急時態勢の解除	28
4. 原子力緊急事態解除宣言以降に開催される合同対策協議会への参加	29
5. 原因究明と再発防止対策の実施	29
第2節 原子力防災要員の派遣等	29
1. 広報活動に関する事項	29
2. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項	29
第5章 その他	31
第1節 他の原子力事業者への協力	31
第2節 他の原子力事業者との協力協定	31

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、原子燃料工業株式会社熊取事業所（以下、「事業所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために原子力防災管理者等が実施すべき必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

加工施設の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所の敷地外（ただし、事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制及び資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

4. 緊急事態応急対策

原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があつたときから同法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

5. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

6. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第13条第1項の規定に基づく加工事業の許可を受けた者、その他の原子力災害対策特別措置法第2条第3号に規定する者をいう。

7. 原子力事業所

原子力災害対策特別措置法第2条第4号に定める原子力事業所をいう。

8. 指定行政機関

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関及び同法第8条から第8条の3までに規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

9. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

10. 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）をいう。

11. 加工施設の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和37年政令第44号）第1条に基づく核燃料物質の加工及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随する核燃料物質等の運搬又は貯蔵をいう。

12. 緊急時態勢

原子力災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合であって事業所の平常組織をもってしては、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対するための態勢をいう。

1 3. 原子力災害対策活動

緊急時態勢発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

1 4. 原子力防災組織

原子力災害対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき事業所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

1 5. 原子力防災要員

原子力災害対策特別措置法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員（ただし、同法第8条第4項の規定に基づき原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長に届け出ている要員に限る。）をいう。

1 6. 緊急時対策要員

原子力防災要員、原子力防災要員の補佐を行う要員（以下「原子力防災補佐要員」と称する。）及び原子力防災組織を統括管理する要員をいう。

1 7. 原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第1項の規定に基づき選任され、事業所において、原子力防災組織の統括及びその事業の実施の統括管理を行う者をいう。

1 8. 副原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する者をいう。

1 9. 原子力災害現地対策本部

原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定に基づき設置される、「原子力災害現地対策本部」をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき、その設計、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において、放射線からの防護及び核燃料物質等の保安管理を含む各種の安全確保に万全を期することが第一であり、事業所の安全確保は全てに優先する。特に運転の段階においては、運転管理及び臨界管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについて

は原子炉等規制法に基づく保安規定に従い実施している。この計画ではこれに加え、別途、原子力災害対策の適切かつ迅速な遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うため、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等。

2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うため、特定の事象発生時の通報、緊急時態勢の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施及び関係機関への原子力防災要員派遣等。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため、原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等。

また、原子力事業者としての安全管理・防災に関する責務について、次の点を改めて確認する。

- ① 事業所の整備及び運転等にあたっては、関係諸法令を遵守するとともに、事業所に起因する環境放射線及び放射能の防護と事業所の安全性の確保について万全の措置を講ずる。
- ② 事業所及びその周辺の安全確保が全てに優先するものであることを確認し、この計画を誠実に履行する。
- ③ 原子力事業者は事業所周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、原子炉等規制法、原子力災害対策特別措置法などの関係諸法令を遵守し、事業所の安全管理に万全の措置を講ずる。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者を含む緊急時対策要員は、平常時から、原子力災害対策活動等について理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、大阪府知事、熊取町長、泉佐野市長及び貝塚市長に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、大阪府地域防災計画、熊取町地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ大阪府知事、熊取町長と協議しなければならない。
この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、社長より大阪府知事、熊取町長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。
3. この計画を修正した場合、社長より内閣総理大臣及び原子力規制委員会に速やかに様式第1に定める届出書により届け出るとともに、その要旨を社外ホームページに公表する。
4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急時態勢の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて緊急時態勢を区分する。

表 緊急時態勢の区分

原子力災害の情勢	緊急時態勢の区分
別表第1の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行ったときから、第2次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要がなくなったときまでの間	第1次緊急時態勢
別表第2の事象が発生し、その旨を関係箇所に報告するとき、又は内閣総理大臣が原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	第2次緊急時態勢

注）原子力災害対策特別措置法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた以後においても、原子力防災管理者の判断により緊急時態勢を継続することができる。

2. 原子力防災組織

社長は、事業所及び本社に原子力防災組織を設置する。

- （1）原子力防災管理者は、別図第1のとおり原子力防災組織を定め、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- （2）原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合、原子力防災組織に直ちに原子力防災要員を置く。
- （3）原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、社長より原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長に様式第2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。

(4) 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。

派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。

- ① 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
- ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
- ③ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力

(5) 原子力防災管理者は、原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長に、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について適宜報告を行う。

(6) 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災補佐要員を置く。

(7) 社長は、緊急時態勢が発令された場合、本社対策本部を別図第1のとおり定め、全社として応急措置及び緊急事態応急対策に取り組むとともに、関係機関並びに緊急事態応急対策等拠点施設（以下、「オフサイトセンター」という。）が設置されたときは「オフサイトセンター」と連携する。

3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員等

(1) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の選任・解任

- ① 原子力防災管理者は、事業所長とする。
- ② 副原子力防災管理者は、副所長、燃料製造部長、業務管理部長、環境安全部長、品質保証部長及び設備管理部長とする。
- ③ 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、社長より原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長に7日以内に様式第3の届出書により届け出る。

(2) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

- ① 別表第1又は別表第2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図第2に示す箇所へ通報し、緊急時態勢を発令する。

- ② 緊急時態勢を発令した場合、直ちに原子力防災要員を召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともにその概要を別図第3に示す箇所へ報告する。
- ③ 原子力災害対策特別措置法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。
- ④ 原子力規制委員会、大阪府知事、熊取町長から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- ⑤ 緊急時対策要員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。
- ⑥ 旅行又は疾病その他の事故等のため不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者である副所長、燃料製造部長、業務管理部長、環境安全部長、品質保証部長、設備管理部長の中から、代行者を予め指定する。

(3) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- ① 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- ② 原子力防災管理者が不在のときにはその職務を代行する。代行は、原子力防災管理者からの指名又は別表第3に定めるとおりとする。

(4) 原子力防災要員等の職務と配置

原子力防災要員等の職務と配置は別表第4に定めるとおりとする。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制及び情報連絡体制

(1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2に該当する事象の発生について通報を受けたとき、又は自ら発見したときに際し、別図第2に定める通報連絡体制を整備しておくとともに、夜間・休日等においても対応できるよう、社員（管理職及び管理職相当含む）による宿日直体制及び社内連絡体制を整備するものとする。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては国土交通大臣）、原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長から、原子力災害対策特別措置法第1

0 条第 1 項の通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

(2) 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の情報連絡体制

① 緊急対策本部と社外関係機関との連絡体制

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡について別図第 3 に定める連絡体制を整備しておくものとする。

② 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は、別図第 4 に定めるとおりとする。

2. 緊急時態勢の発令及び解除

(1) 緊急時態勢の発令

① 事業所

原子力防災管理者は、別表第 1 又は別表第 2 の事象が発生した場合、その情勢に応じて別図第 5 に定める連絡経路により緊急時態勢を発令する。

原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社品質・安全管理室長に報告する。

② 本社

本社品質・安全管理室長は、原子力防災管理者から事業所における緊急時態勢発令の報告を受けた場合、社長及び人事総務部長に報告し、社長は、全社に対し支援体制を敷く。

(2) 緊急時対策要員の非常召集

原子力防災管理者は、事業所における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む）に所内放送又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図第 5 に定める連絡経路により、緊急時対策要員を事業所の緊急対策本部室に非常召集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成整備しておく。

(3) 対策本部の設置

① 事業所

- a. 原子力防災管理者は、緊急事態勢が発令された場合、速やかに、事業所の緊急対策本部室に緊急対策本部を設置する。
- b. 緊急対策本部は、別図第1に示す原子力防災組織で構成する。
- c. 原子力防災管理者は、緊急対策本部長としてその職務を遂行する。

② 本社

- a. 社長は、緊急事態勢発令の報告を受けた場合、速やかに、本社の会議室に本社対策本部を設置する。
- b. 本社対策本部は、別図第1に示す原子力防災組織で構成する。
- c. 社長は、本社対策本部長としてその職務を遂行する。

(4) 緊急事態勢の解除

① 事業所

緊急対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関及び災害の状況によっては本社対策本部と協議し緊急事態勢を解除する。

- a. 原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。
- b. 原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。

緊急対策本部長は、事業所の緊急事態勢を解除した場合、本社品質・安全管理室長に報告する。

② 本社

本社品質・安全管理室長は、緊急対策本部長から事業所における緊急事態勢解除の報告を受けた場合、社長及び人事総務部長に報告し、社長は全社支援体制を解く。

なお、災害の状況に応じて、本社対策本部が原子力規制委員会原子力規制庁緊急時対応センターと協議して、社長から事業所の緊急対策本部長へ緊急事態勢を解除するよう指示することがある。

緊急対策本部長は、緊急時態勢を解除したときは、緊急対策本部を廃止し、緊急時対策要員を解散する。

但し、緊急対策本部長は、緊急時態勢を解除し原子力災害事後対策として活動する場合、必要に応じて緊急対策本部の一部の組織を残して、もしくは緊急対策本部全体を縮小して、緊急対策本部を継続する場合がある。原子力災害事後対策としての活動については、第4章に後述する。

3. 権限の行使

(1) 緊急対策本部

- ① 緊急時態勢が発令された場合、事業所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、緊急対策本部のもとで行う。原子力防災管理者は、緊急対策本部長として緊急対策本部を統括する。
- ② 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、緊急対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとることとする。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。本社対策本部長から全社活動方針が示された場合にはその方針に沿って活動する。
- ③ 緊急対策本部の係長等は、原子力防災要員等を指揮し、係の役割、職務等に基づく緊急時対策活動を実施する。

(2) 本社対策本部

- ① 本社対策本部設置後は、緊急対策本部を支援する等全社体制での対応が必要となる緊急時対策活動に関する業務を本社対策本部が行う。本社対策本部長は本社対策本部を統括する。
- ② 本社対策本部の係長等は、本社対策本部の係員等を指揮し、係の役割、職務等に基づく緊急時対策活動を実施する。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別表第5及び別図第6に定めるとおり整備し、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。
- (4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに別表第6に定める代替手段を講ずる。
- (5) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長に7日以内に様式第4に定める届出書により届け出る。
- (6) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原子力災害対策特別措置法第11条第5項の検査を受けるため、(5)の現況届と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を社長より原子力規制委員会に提出する。
 - ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - ③ 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量を公表する。
- (8) 原子力規制委員会、大阪府知事、熊取町長、泉佐野市長及び貝塚市長から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行うとともに、その評価を関係機関と共有する。
- (9) その他モニタリングポストに関する詳細については、別に定める。

2. 原子力防災資機材等の整備

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第2項に規定される原子力防災資機材等に関して次に掲げる措置を講ずる。

(1) 原子力防災資機材

- ① 原子力防災管理者は、別表第7及び別図第7に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- ② 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- ③ 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長に7日以内に様式第5に定める届出書により届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。
- ④ 内閣総理大臣、原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

(2) その他の原子力防災資機材

- ① 原子力防災管理者は、別表第8及び別図第7に定めるその他の原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- ② その他の原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンター（事業者ブース）に備え付ける資料

原子力防災管理者は、オフサイトセンター（事業者ブース）において使用する資料を別表第9に定める資料のうち内閣総理大臣に提出する資料を備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について年1回見直しを行う。

2. 原子力規制庁緊急時対応センター（事業者ブース）に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力規制庁緊急時対応センター（事業者ブース）において使用する資料を、別表 9 に定める資料のうち内閣総理大臣に提出する資料を備え付ける。

また、原子力防災管理者は、これらの資料について年 1 回見直しを行う。

3. 事業所及び本社に備え付ける資料

（1）事業所

原子力防災管理者は、別表第 9 に定める資料を、事業所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について年 1 回見直しを行う。

（2）本社

原子力防災管理者は、品質・安全管理室長に別表第 9 に定める資料のうち、内閣総理大臣に提出する資料（オフサイトセンター（事業者ブース）に配備する資料）と同一の資料を送付し、品質・安全管理室長は、これを本社対策本部室に備え付ける。

第 5 節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 対策本部室

（1）緊急対策本部室

原子力防災管理者は、緊急対策本部室を常に使用可能な状態に整備する。

（2）本社対策本部室

社長は、本社対策本部の活動拠点として本社対策本部室を定め、常に使用可能な状態に整備する。

2. 集合及び避難場所

原子力防災管理者は、別図第 8 に定める集合及び避難場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が集合及び避難場所であることを掲示する。また、原子力防災管理者は、集合及び避難場所を指定又は変更したときは、緊急時対策要員その他必要な関係者に周知する。

3. 気象観測設備

- (1) 原子力防災管理者は、気象観測設備の位置を別図第9に定める通りとし、常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理するとともに代替手段を講じる。その他気象観測設備に関する詳細は別に定める。
- (2) 原子力防災管理者は、気象観測設備により観測したデータを1年間保存する。

4. 放送装置

原子力防災管理者は、事業所における所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、所内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

5. 緊急時医療用除染施設

原子力防災管理者は、事業所における初期被ばく医療に必要な除染施設を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、除染施設に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

第6節 防災教育

原子力防災管理者は、緊急時対策要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について毎年度当初に計画を立案し、防災教育を実施する。また、防災教育実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容の見直しを行う。

- (1) 原子力防災組織及び活動に関する事項
- (2) 原子燃料加工施設及び原子燃料輸送容器に関する事項
- (3) 放射線防護に関する事項
- (4) 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する事項
- (5) 臨界安全管理に関する事項

第7節 防災訓練

1. 社内における訓練

(1) 原子力防災管理者は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、毎年度当初に計画を立案し、緊急時対策要員に対し総合的な防災訓練を実施する。この際、通報、緊急時除染・搬送、モニタリング、避難誘導等の事項を適切に組み合わせたものとする。以下の訓練について別表第10に定めるとおり訓練の計画を策定し、実施する。なお、防災訓練に関する詳細は別に定める。

① 総合訓練

② 個別訓練

・通報訓練 ・救護訓練 ・モニタリング訓練 ・避難誘導訓練

(2) 原子力防災管理者は、総合訓練の計画実施要領等について、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

(3) 原子力防災管理者は、総合訓練を原則として毎年実施し、訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて見直しを行う。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

緊急時対策要員は、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定の参加要請に基づき参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

3. 国への実施結果の報告

社長は、原子力緊急事態を想定した総合訓練を実施した場合、その結果を原子力規制委員会に様式第11により報告するとともに、その要旨を社外ホームページに公表する。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者又は社長は、関係機関と相互に連携を取りながら、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。

また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。

- (5) 原子力防災管理者は、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子炉等規制法第64条第3項に基づく危険時の措置について命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体（大阪府知事、熊取町長、泉佐野市長及び貝塚市長）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、参加要請に基づきこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 大阪府知事及び熊取町長から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。
- (4) 大阪府知事及び熊取町長から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（泉州南消防組合熊取消防署、泉佐野警察署、岸和田海上保安署及びその他関係機関）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

第9節 周辺地域住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、事業所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力事業所の概要
- (3) 原子力災害とその特殊性
- (4) 原子力災害発生時における防災対策の内容

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報及び連絡

1. 通報の実施

- (1) 原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式第6又は様式第10に定められた通報様式に必要事項を記入し、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長その他別図第2に定められた通報先に、ファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長に対しては電話回線にてその着信を確認する。

なお、別表第1又は別表第2に定める事象のうち、事業所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬の場合にあつては、様式第7に定められた通報様式に必要事項を記入し、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長その他別図第2に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対しては電話回線にてその着信を確認する。

- (2) (1) によることができない場合には、通報は、様式第6又は様式第7に定められた事項について行うものとし、また、通報の方法は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に対し確認する。
- (3) 原子力防災管理者は、大阪府において、震度6弱以上の地震が発生した場合には、直ちに原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報に準じて、原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長へ連絡するものとする。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。
- (5) 原子力防災管理者は、社外への通報等を行った場合、その内容を記録として保存する。

2. 緊急時態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、この計画第2章第1節1.「緊急時態勢の区分」に基づき、直ちに緊急時態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社品質・安全管理室長に報告する。
- (3) 原子力防災管理者は、緊急時態勢発令後、緊急時対策要員を非常召集する。
- (4) 原子力防災管理者は、緊急対策本部を設置し、緊急対策本部長となり活動を開始する。その際、原子力防災管理者は緊急時対策要員及び社外防災業務関係者の安全確保に十分配慮するものとする。
- (5) 社長は、品質・安全管理室長から事業所における緊急時態勢発令の連絡を受けたときは、直ちに緊急時態勢を全社（発災事業所を除く。）に発令する。
 - ① 社長は、緊急時態勢を発令したときは、緊急連絡網等を使用し本社対策本部の要員を本社対策本部室に召集し、本社対策本部を設置する。
 - ② 社長は、緊急時態勢発令後は本社対策本部長となり、緊急時対策活動を掌握してその職務を遂行するとともに、必要に応じ全社活動方針を示す。
 - ③ 本社対策本部は、社外連絡等の緊急時対策活動を実施するとともに事業所において実施される緊急時対策活動を支援する。
 - ④ 社長が事故その他の理由によって不在の場合は、あらかじめ指名された役員が緊急時に係る職務を代行する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 緊急対策本部の各関係係長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、緊急対策本部長に報告する。
 - ① 事故の発生時刻及び場所
 - ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
 - ④ 事業所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果
 - ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - ⑥ 気象状況
 - ⑦ 収束の見通し
 - ⑧ その他必要と認める事項

- (2) 緊急対策本部情報 1 係長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式第 8 又は様式第 9 又は様式第 10 に記入し、別図第 3 に定める連絡箇所にファクシミリにて送信する。

4. 電話回線の確保

緊急対策本部情報 1 係長は、緊急事態応急対策実施時の通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

第 2 節 応急措置の実施

1. 警備及び避難誘導

緊急対策本部警備誘導係長は、各係長と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 避難場所等の指定

事業所内の事象に係る緊急時態勢が発令された場合、事業所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「事業所避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指定する。

(2) 避難の周知

事業所避難者に対して所内放送等により指定する避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知させる。

(3) 事業所敷地外への避難

事業所避難者を事業所敷地外へ避難させる必要がある場合、事業所敷地外へ避難させる。また、この際に緊急対策本部情報 1 係長は、その旨を直ちに大阪府知事、熊取町長、原子力防災専門官に連絡する。

(4) 事業所への入域制限

事業所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

2. 放射能影響範囲の推定

緊急対策本部放管係長及び技術係長は、事業所内及び事業所敷地周辺の放射線並びに放射能の測定を継続的に行い、放射性物質が事業所敷地外に放出された場合、事業所敷地内のモニタリングポストのデータ、気象観測データ及び緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定し、そ

の結果を関係機関へ連絡する。

3. 緊急時医療

緊急対策本部救護消火係長は、各係長と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 救助活動

負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合、負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 除染・搬送活動

負傷者等について可能な限りの応急処置及び除染等の措置を講ずるとともに、外部の病院及び放射線医学総合研究所への移送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。

また、移送の際は、放射線管理要員を同行させる等の必要な措置を講じる。

(3) 二次災害防止に関する措置

医療機関へ負傷者等の移送及び治療の依頼を行うとき並びに救急隊が到着したときは、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染状況等、被ばく防止のために必要な情報を救急隊員等に伝達する。

4. 消火活動

救護消火係長は速やかに火災の状況を把握し、係員の安全を確保しつつ、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

緊急対策本部警備誘導係長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識等により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により事業所構内にいる者に周知する。

また、緊急対策本部放管係長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6. 線量評価

緊急対策本部放管係長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7. 広報活動

- (1) 緊急対策本部総務広報係長は、報道機関が事業所に取材に来訪した場合、その状況に応じて事業所に広報場所を開設し、関係機関と連絡を取りつつ、広報を行う。ただし、事業所内が使用できないと判断した場合、別に指定する場所で広報を行う。
- (2) オフサイトセンターの運営が開始された場合は、原子力災害現地対策本部などが指定する場所で広報を行う。
- (3) 市町等が行う周辺住民への広報活動については、積極的に協力を行う。

8. 応急復旧

- (1) 施設及び設備の整備並びに点検

緊急対策本部工務係長は、警報盤の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、事業所設備の状況及び機器の動作状況等を把握する。

- (2) 応急の復旧対策

緊急対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、応急復旧計画を策定し、緊急対策本部の各係長は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

緊急対策本部の関係する各係長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する措置を検討し、措置を講ずる。
- (2) 事故発生施設以外の施設については、事故発生施設からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。
- (3) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

1 0．資機材の調達及び輸送

緊急対策本部調達係長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達し、輸送する。

1 1．事業所外運搬に係る事象の発生における措置

原子力防災管理者は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関、原子力防災専門官、原子力保安検査官及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や、付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

1 2．応急措置の実施報告

原子力防災管理者は、本節の各項に掲げる応急措置を実施した場合、様式第 1 2 又は様式第 1 3 に定める報告様式にその概要を記入し、別図第 3 に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、大阪府知事、熊取町長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。ただし、原子力防災管理者は、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、応急措置を実施した場合、様式第 1 2 又は様式第 1 3 に定める報告様式にその概要を記入し、別図第 3 に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。

1 3．原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、原子力防災専門官その他の国の関係機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに

大阪府知事、熊取町長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次の事項について別表第 11 に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

また、原子力防災管理者は、必要に応じて、当社の東海事業所に応援を要請する。それでもなお不足する場合、原子力防災管理者は直接又は本社対策本部を通じて他の事業者に協力を要請する。直接協力を要請する場合は、後述する「第 5 章その他 第 2 節 他の原子力事業者との協力協定」のとおりとする。

(1) オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- ① オフサイトセンターの設営準備助勢
- ② 事業所とオフサイトセンターとの情報交換
- ③ 報道機関への情報提供
- ④ 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- ⑤ 原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）への参加等

(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 環境放射線モニタリング
- ② 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ③ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

(3) 原子力災害合同対策協議会への参加に関する事項

社長は、副所長又は副所長に準ずる者を原子力災害合同対策協議会の構成員として派遣する。派遣された構成員は、緊急対策本部及び本社と連絡を密にし、原子力災害合同対策協議会の決定事項を指示・伝達するとともに、原子力災害合同対策協議会において必要な意見を述べる。緊急対策本部は原子力災害合同対策協議会において出された要請事項等について必要な対応を行う。

第3節 緊急事態応急対策

1. 第2次緊急時態勢の発令

- (1) 原子力防災管理者は、別表第2に定められた状態に至った場合、緊急対策本部情報1係長を経由して、様式第8に所定の事項を記入して、直ちに別図第3に定められた箇所に報告する。
- (2) 原子力防災管理者は、この報告を行ったときあるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2次緊急時態勢を発令する。
- (3) 原子力防災管理者は、別図第3及び別図第4に定める連絡経路に基づき、本社対策本部その他必要な箇所に第2次緊急時態勢を発令した旨を連絡する。
- (4) 本社対策本部長は、原子力防災管理者から事業所における緊急時態勢発令の報告を受けたときは、直ちに緊急時態勢を全社（発災事業所を除く。）に発令する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 原子力防災管理者は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員と密接に連絡を取る。原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会から事業所に対して要請された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について適宜報告を行う。

3. 応急措置の継続実施

原子力防災管理者は、この計画第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時態勢が解除されるまでの間、継続して実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

原子力防災管理者は運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、事業所における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

第4章 原子力災害事後対策

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 事業所の対策

1. 復旧対策

（1）原子力防災管理者は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して、原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- ① 加工施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- ② 加工施設の除染の実施
- ③ 加工施設損傷部の修理及び改造の実施
- ④ 放射性物質の追加放出の防止等
- ⑤ 復旧対策の実施体制、実施担当者及び実施工程

（2）原子力防災管理者は、原子力規制委員会、大阪府知事及び熊取町長に、原子力災害事後対策（復旧対策）の実施に関する事項について適宜報告を行う。

2. 被災者の相談窓口の設置

社長は原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 緊急時態勢の解除

（1）原子力防災管理者は、緊急時態勢を解除した場合、その旨を別図第3に定める連絡経路により報告する。

（2）本社対策本部長は、原子力防災管理者から事業所の緊急時態勢を解除した旨の連絡があったときは、全社（発災事業所を除く。）の緊急時態勢を解除する。

4. 原子力緊急事態解除宣言以降に開催される合同対策協議会への参加

社長は、副所長又は副所長に準ずる者を合同対策協議会の構成員として派遣する。

派遣された構成員は、緊急対策本部及び本社と連絡を密にし、合同対策協議会の決定事項を指示・伝達するとともに、合同対策協議会において必要な意見を述べる。

緊急対策本部及び本社は、合同対策協議会において出された要求事項について、必要な対策を行う。

5. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに大阪府知事、熊取町長、その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第12に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

1. 広報活動に関する事項

(1) 事業所とオフサイトセンターとの情報交換

(2) 報道機関への情報提供

2. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

(1) 環境放射線モニタリング

(2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定

(3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定

(4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が解散している場合は派遣先）の指示に基づき、必要な業務を行う。

また、原子力防災管理者は、必要に応じて、当社の東海事業所に支援を要請する。それでもなお不足する場合、原子力防災管理者は直接又は本社対策本部を通じて他の事業者に協力を要請する。

直接協力を要請する場合は、後述する「第5章 その他 第2節 他の原子力事業者との協力協定」

のとおりとする。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について別表第13に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

ただし、事業所外運搬の場合にあっては、「他の原子力事業者の原子力事業所で」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送中に」に読み替えて準用する。

また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑にできるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておくものとする。

なお、派遣要員及び原子力資機材等の輸送手段として、車両等を使用することとするが、道路等の状況に応じて、別途、必要な措置を講じる。

第2節 他の原子力事業者との協力協定

大阪府域の原子力事業者間における原子力災害の拡大防止と早期復旧を図ることを目的として、大阪府、京都大学、近畿大学及び弊社の間で「原子力災害時の相互応援に関する協定書」（平成13年5月28日付）を締結し、応急対策の強化と原子力事業者間の応援活動等について、相互に協力することを定めている。

原子力事業者防災業務計画 別紙 目次

別表第 1	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準	1 P
別表第 2	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準	10 P
別表第 3	副原子力防災管理者の職位と代行順位	13 P
別表第 4	原子力防災要員等の職務と配置	14 P
別表第 5	放射線測定設備の仕様	16 P
別表第 6	モニタリングポストが故障等により使用不能となった場合の代替措置	17 P
別表第 7	原子力防災資機材	18 P
別表第 8	その他の原子力防災資機材	20 P
別表第 9	原子力災害対策活動で使用する資料	22 P
別表第 10	防災訓練に係る訓練項目	23 P
別表第 11	緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	24 P
別表第 12	原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	25 P
別表第 13	他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	26 P
別図第 1	原子力防災組織(緊急時対策要員)の業務分掌	27 P
別図第 2	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路	29 P
別図第 3	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路	31 P
別図第 4	緊急時態勢発令後の社内の伝達経路	33 P
別図第 5	事業所の緊急時態勢発令と事業所緊急時対策要員の非常召集連絡経路	34 P
別図第 6	モニタリングポストの設置場所	35 P
別図第 7	原子力防災資機材等の配備場所	36 P
別図第 8	原子力災害対策時の集合及び避難場所	37 P
別図第 9	気象観測設備の設置場所	38 P
様式第 1	原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書	39 P
様式第 2	原子力防災要員現況届出書	40 P
様式第 3	原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書	41 P

様式第 4	放射線測定設備現況届出書	4 2 P
様式第 5	原子力防災資機材現況届出書	4 3 P
様式第 6	特定事象発生通報（加工・使用施設）	4 4 P
様式第 7	特定事象発生通報（事業所外運搬）	4 5 P
様式第 8	異常事態連絡様式（第 2 報以降）（加工・使用施設）	4 6 P
様式第 9	異常事態連絡様式（第 2 報以降）（事業所外運搬）	5 0 P
様式第 1 0	原子力災害対策特別措置法第 1 5 条第 1 項の基準に達したときの報告様式	5 2 P
様式第 1 1	防災訓練実施結果報告書	5 3 P
様式第 1 2	応急措置の概要報告（加工・使用施設）	5 4 P
様式第 1 3	応急措置の概要報告（事業所外運搬）	5 5 P

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（1／9）

略称	法令
(1) 敷地境界 放射線量 上昇	施行令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は第3項の定めによるところにより検出されたこと。 施行令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、5 μ Sv/h の放射線量とする。 施行令第4条第2項（第2項の定めによるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の1又は2以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、第1項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第3条の2（原子力規制委員会規則で定める場合） 令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、令第4条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示（原子力規制委員会が定める測定設備） 施行令第4条第3項（第3項の定めによるところ） 第2項の定めによるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の1又は2以上についての数値が1 μ Sv/h 以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、第2項の規定にかかわらず、第3項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第4条（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（2／9）

略称	法令				
(2) 放射性物質通常経路放出	施行令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量：5 μSv/h （1）参照。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び令第4条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 次の表の上欄、中欄、下欄：添付参照。				
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	施行令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ 50 μSv/h 以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が5 μSv/h の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。 （抜粋） <table><tr><th>加工事業者</th></tr><tr><td>核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域。</td></tr></table> <table><tr><th>使用者</th></tr><tr><td>核燃料物質の使用等に関する規則第1条第1項第2号に規定する管理区域。</td></tr></table> 第2号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。（2）参照。	加工事業者	核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域。	使用者	核燃料物質の使用等に関する規則第1条第1項第2号に規定する管理区域。
加工事業者					
核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域。					
使用者					
核燃料物質の使用等に関する規則第1条第1項第2号に規定する管理区域。					

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（3／9）

略称	法令
(3) 火災爆発等による放射性物質放出(つづき)	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第3項（<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>） 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、第3項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、第3項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第2項（<u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>） 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての第2号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（4／9）

略称	法令
(4) 事業所外 運搬放射 線量異常	施行令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた場所において、$100\ \mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が<u>原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ</u>により検出されたこと。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項（<u>原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ</u>） 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、第1項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、第1項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（5／9）

略称	法令
(5) 原子炉外 臨界	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。
(6) 事業所外 運搬事故	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（6／9）
 添付（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する
 規則第5条関係）（1／2）

場合	基準	検出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た数	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての第1号イの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての第1号ロの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての第1号ハの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（7／9）
 添付（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する
 規則第5条関係）（2／2）

場合	基準	検出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じた値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（8／9）

別表（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条関係）

（1）濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 $[m^3 / s]$

排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離（m）																				
放射性物質が放出される地点の地表からの高さ（注）（m）		20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満	1000以上
	1未満	1×10	5×10	1×10^2	1×10^2	1×10^2	5×10^2	5×10^2	5×10^2	1×10^3	1×10^3	5×10^3	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	5×10^4	5×10^4	5×10^4
	1以上 10未満	1×10^2	1×10^2	1×10^2	1×10^2	5×10^2	5×10^2	5×10^2	1×10^3	1×10^3	1×10^3	5×10^3	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	5×10^4	5×10^4	5×10^4
	10以上 20未満	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	5×10^4	5×10^4	5×10^4	5×10^4	5×10^4
	20以上 30未満	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5
	30以上 40未満	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5
	40以上 50未満	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5
	50以上 60未満	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	1×10^6	1×10^6	1×10^6
	60以上 70未満	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6
	70以上 80未満	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6
	80以上 90未満	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6
	90以上 100未満	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6
	100以上 110未満	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6
	110以上 120未満	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6
	120以上 130未満	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6
	130以上 140未満	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6
	140以上 150未満	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	5×10^6
	150以上	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	5×10^6	5×10^6	5×10^6	5×10^6

（注）高さは、き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出高さをを用いることができる。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（9／9）

別表（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条関係）

（2）放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 [m³]

排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離（m）																				
放射性物質が放出される地点の地表からの高さ（注）（m）		20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満	1000以上
	1未満	5×10 ⁵	1×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹
	1以上 10未満	5×10 ⁶	5×10 ⁶	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹
	10以上 20未満	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹
	20以上 30未満	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹
	30以上 40未満	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	40以上 50未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	50以上 60未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	60以上 70未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	70以上 80未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	80以上 90未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	90以上 100未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	100以上 110未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹
	110以上 120未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹
	120以上 130未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹
	130以上 140未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹
	140以上 150未満	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹
	150以上	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹

（注）高さは、き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出高さをを用いることができる。

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(1/3)

略称	法令
(1) 敷地境界 放射線量 上昇	法第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、<u>異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの</u>以上である場合 施行令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備） 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺道府県知事がある都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 施行令第6条第2項（政令で定める測定方法） 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 施行令第6条第3項（基準として政令で定めるもの） 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び第2項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、2地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限る。） 5 μSv/h 二 （略） 三 （略）
(2) 放射性物質通常経路放出	施行令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第3項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第12条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び第1号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあつては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(2/3)

略称	法令
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	施行令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5 mSv/h 三 (略) 施行令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500 μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が<u>原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</u> 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第13条(<u>原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ</u>) 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、第2項の検出により第1項に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、第2項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
(4) 事業所外運搬放射線量上昇	施行令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10 mSv/h
(5) 原子炉外臨界	施行令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。

別表第 2 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(3 / 3)

略称	法令
(6) 事業所外 運搬事故	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 4 条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第 1、別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5 又は別表第 6 の第 1 欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第 1、別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5 又は別表第 6 の第 1 欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5、別表第 6 又は別表第 7 の第 1 欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第 1 の第 3 欄、別表第 2 の第 3 欄、別表第 3 の第 3 欄、別表第 4 の第 2 欄、別表第 5 の第 2 欄又は別表第 6 の第 3 欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第 1 の第 3 欄、別表第 2 の第 3 欄、別表第 3 の第 3 欄、別表第 4 の第 2 欄、別表第 5 の第 2 欄又は別表第 6 の第 3 欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第 2 の第 3 欄、別表第 3 の第 3 欄、別表第 4 の第 3 欄、別表第 5 の第 2 欄、別表第 6 の第 2 欄又は別表第 7 の第 3 欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 3 条第 2 項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第 80 条第 2 項及び航空法施行規則第 194 条第 2 項第 2 号イ（4）に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

別表第3 副原子力防災管理者の職位と代行順位

	職 位	代行順位
副原子力防災管理者	副所長	1
	燃料製造部長	2
	業務管理部長	3
	環境安全部長	4
	品質保証部長	5
	設備管理部長	6

【注記】

原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。

別表第 4 原子力防災要員等の職務と配置(1 / 2)

熊取事業所（一部オフサイトセンター）

原子力防災要員等の職務	人数	配 置	所属する原子力防災組織の係名
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び主務大臣，関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	2 名	事業所内	情報 1 係
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	2 名	事業所内	情報 1 係
	2 名	オフサイトセンター	情報 2 係
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	2 名	事業所内	総務広報係
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	2 名	事業所内	放管係
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	2 名	事業所内	技術係
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	2 名	事業所内	工務係
放射性物質による汚染の除去	2 名	事業所内	除染係
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施及び消火活動	2 名	事業所内	救護消火係
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	2 名	事業所内	調達係
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導	2 名	事業所内	警備誘導係

別表第4 原子力防災要員等の職務と配置(2 / 2)

本社（一部原子力規制庁緊急時対応センター（E R C））

原子力防災要員等の職務	人数	配 置	所属する原子力防災組織の係名等
全社の防災総括責任者	1 名	本社	本部長
本部長の補佐	1 名	本社	本部長補佐
本社対策本部設営 報道機関対応、渉外	2 名	本社	総務広報係
情報受発信、整理 E R C 派遣、原子力規制委員会 (原子力規制庁) との情報共有	5 名	本社及び原子力 規制庁緊急時対 応センター（E R C）	情報係
資機材の調達 発災事業所への調達面での支 援	2 名	本社	調達係

別表第 5 放射線測定設備の仕様

名称	測定対象	測定器の種類、測定レンジ
モニタリングポスト 1	線量当量率	NaI (TI)シンチレーション $10^{-2} \mu\text{Sv/h} \sim 10^2 \mu\text{Sv/h}$ 電離箱 $10^{-2} \mu\text{Sv/h} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$
モニタリングポスト 2	線量当量率	NaI (TI)シンチレーション $10^{-2} \mu\text{Sv/h} \sim 10^2 \mu\text{Sv/h}$ 電離箱 $10^{-2} \mu\text{Sv/h} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$

別表第 6 モニタリングポストが故障等により使用不能となった場合の代替措置

- 1 . 隣接するモニタリングポストの指示値に異常がないことを確認する。
- 2 . 加工施設の運転状態に異常がないことを確認する。
- 3 . 1 2 時間以上測定不能状態が継続すると判断される場合には、可搬式放射線計測器等を用い 6 回 / 日以上 の 頻度 にて 当該 個所 の 放射線量 を測定する。

別表第7 原子力防災資機材（1 / 2）

分類	原子力防災資機材現況届出書 における名称	具体的名称		配備数	配備場所		点検内容	点検頻度
放射線障害防護用器具	汚染防護服	汚染防護服（タイベックスーツ）		14着	事務棟1F	1	外観・員数	6ヶ月毎
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	呼吸用ボンベマスク（空気呼吸器）		2式	事務棟1F	1	外観・員数	6ヶ月毎
	フィルター付防護マスク	フィルター付防護マスク	1 半面マスク	14式	事務棟1F	1	外観・員数	6ヶ月毎
			2 全面マスク	14式	事務棟1F	1	外観・員数	6ヶ月毎
機器 非常用通信	緊急時電話回線	専用電話回線		1回線	保安棟	2	員数・動作	6ヶ月毎
	ファクシミリ	専用ファクシミリ装置		1台	事務棟1F （緊急対策本部）	3	員数・動作	6ヶ月毎
	携帯電話等	専用携帯電話		7台	事務棟1F （緊急対策本部）	3	員数・動作	6ヶ月毎
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の 固定式測定器	排気筒モニター（α線排気モニター） ¹		2台	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	4 5	動作 ²	6ヶ月毎
	ガンマ線測定用サーベイメータ	電離箱サーベイメータ		2台	保安棟 事務棟1F	2 1	外観・員数・動作	6ヶ月毎
		NaIシンチレーションサーベイメータ		2台	保安棟 事務棟1F	2 1	外観・員数・動作	6ヶ月毎
	中性子線測定用サーベイメータ	中性子線サーベイメータ （レムカウンター）		2台	保安棟 事務棟1F	2 1	外観・員数・動作	6ヶ月毎
	空間放射線積算線量計	空間放射線積算線量計		4個	事務棟1F	1	員数	6ヶ月毎
		同上リーダ ¹		1台	第1事務室	6	動作 ³	6ヶ月毎

1：通常使用しているもの。

2：当該資機材の運転記録を確認する。

3：当該リーダで読み取った過去1ヶ月以内の記録があることで確認する。

注：本資料中、「配備場所」に記載の番号は、「別図第7 原子力防災資機材等の配備場所」に示す場所を表すものである。

別表第7 原子力防災資機材(2/2)

分類	原子力防災資機材現況届出書 における名称		具体的名称	配備数	配備場所		点検内容	点検頻度
計測器等 (続き)	表面汚染密度測定用サーベイメータ		汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	1台	保安棟	2	外観・員数・動作	6ヶ月毎
			汚染密度測定用(β(γ)線)サーベイメータ	1台	保安棟	2	外観・員数・動作	6ヶ月毎
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	可搬式ダストサンプラー	4台	保安棟 事務棟1F	2 1	外観・員数・動作	6ヶ月毎
		測定器	同上測定器(α線用, β(γ)線用) (汚染密度測定用サーベイメータ)	1台 (α) 1台 (β)	事務棟1F	1	外観・員数・動作	6ヶ月毎
	可搬式の放射性ヨウ素 測定関連機器	サンプラ	可搬式ヨウ素サンプラー (可搬式ダストサンプラー兼用)	(2台)	保安棟 事務棟1F	2 1	外観・員数・動作	6ヶ月毎
		測定器	同上測定器(汚染密度測定用(β (γ)線)サーベイメータ)	1台	事務棟1F	1	外観・員数・動作	6ヶ月毎
	個人用外部被ばく線量測定器		ポケット線量計	20個	事務棟1F	1	外観・員数・動作	6ヶ月毎
その他資機材	ヨウ素剤		ヨウ化カリウム製剤	1000錠	事務棟1F	1	員数	6ヶ月毎
	担架		担架	1台	発電機ポンプ棟前	7	外観・員数	1ヶ月毎
	除染用具		除染用具	1式	事務棟1F	1	員数	6ヶ月毎
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		被ばく者輸送のための使用可能な車両	1台	設備棟前	8	外観・員数・動作	6ヶ月毎
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		屋外消火栓設備又は動力消火ポンプ設備	2式*	周辺(屋外消火栓) 第2加工棟 出荷ヤード (動力消火ポンプ)	9 10	外観・員数・動作	6ヶ月毎

注：本資料中、「配備場所」に記載の番号は、「別図第7 原子力防災資機材等の配備場所」に示す場所を表すものである。

*：屋外消火栓設備1式(別図第7に示された屋外消火栓全て)、動力消火ポンプ設備(可搬消防ポンプ)1式

別表第8 その他の原子力防災資機材（１／２）

資機材の種類		配備数	配備場所	点検内容	点検頻度
呼吸用ボンベマスク （空気呼吸器）	13名分（原子力災害対策専用を除く）	13式	第2加工棟 出荷ヤード （6） 更衣室（2） 第2加工棟 南側（3） アンモニア 分解棟前 （2）	11 12 13 14 外観・員数・動作	1ヶ月毎
非常用電源設備	可搬式発電機	4台	保安棟 事務棟1F 第1加工棟前 第2加工棟前	2 1 15 10 外観・動作	1ヶ月毎
通信関係	緊急時優先電話	1台	保安棟	2 外観・動作	6ヶ月毎
	緊急呼出装置	1台	保安棟	2 外観・動作	6ヶ月毎
	携帯型無線	1台	保安棟	2 外観・動作	6ヶ月毎
	衛星電話	2台	保安棟（1） 緊急対策本部（1）	2 3 外観・動作	6ヶ月毎
	FAX	2台	事務棟 保安棟	16 2 外観・動作	6ヶ月毎

注：本資料中、「配備場所」に記載の番号は、「別図第7 原子力防災資機材等の配備場所」に示す場所を表すものである。

別表第 8 その他の原子力防災資機材（ 2 / 2 ）

資機材の種類			配備数	配備場所		点検内容	点検頻度
通信関係	事業所内放送設備	一般放送設備	1 式	事務棟 保安棟 第 1 加工棟 第 2 加工棟	16 2 17 18	外観・動作	1 年毎
		非常放送設備	1 式	保安棟 第 1 加工棟 第 2 加工棟	2 17 18	外観・動作	1 年毎
非常食関係	非常食セット		緊急対策要 員 1 名につ き 3 日分	部材加工棟（ ）	19	外観・員数	1 年毎
医療関係	救急用具		2 式	第 2 加工棟南側ハウス 緊急対策本部室	20 3	外観・員数	1 年毎
アンモニアガス漏え い対応資機材	化学防護服		9 着	保安棟横（ 5 ） 部品検査設備棟横 （ 4 ）	21 22	外観・員数	1 ヶ月毎
	防毒マスク(全面)		3 式	第 2 加工棟南側	13	外観・員数	1 ヶ月毎
	アンモニアガス濃度測定器		2 台	設備棟	23	外観・動作	1 年毎
	水素ガス濃度測定器		1 台	設備棟	23	外観・動作	1 年毎

注：本資料中、「配備場所」に記載の番号は、「別図第 7 原子力防災資機材等の配備場所」に示す場所を表すものである。

別表第 9 原子力災害対策活動で使用する資料

内 容	資 料 名
1．組織及び 体制に関する 資料	(1) 規定・マニュアル類 原子力事業者防災業務計画 保安規定 異常時の措置基準 非常時の措置基準 防火管理規定 放射線障害予防規程 (2) 組織、体制等の資料 非常時の措置基準に係る詳細資料
2．放射能影響 推定に関する 資料	(1) 核燃料物質の加工事業許可申請書及び変更許可申請書 (2) 核燃料物質の使用許可申請書及び変更許可申請書 (3) 施設配置図 (4) 主要設備概要（設工認申請書控え） (5) 設備及び放射線計測器配置図 (6) 気象観測データ (7) 空間線量測定データ (8) 環境試料測定データ (9) 事業所周辺地図 (10) 事業所周辺航空写真

（注） 印資料は原子力災害対策特別措置法第 12 条第 4 項に基づき、内閣総理大臣に提出する資料（オフサイトセンターに配備）と同一の資料である。

別表第 10 防災訓練に係る訓練項目

訓練項目		訓練内容	対象者	頻度
総合訓練 ^{1,2}		特定事象を想定し、緊急時態勢を発令し、緊急対策本部組織員を召集し、活動を行う。	緊急対策本部員 原子力防災要員 各防護隊班員	1 回 / 年
個別訓練	通報訓練	連絡責任者を中心とした社内外通報訓練及び召集訓練	各防護隊班長・班員	必要の都度
	救護訓練	負傷者のサーベイ、応急処置及び除染、搬送訓練	救護消火係救護班長・班員	必要の都度
	モニタリング訓練	技能訓練	放管係班長・班員	必要の都度
	避難誘導訓練	所員の避難誘導訓練	警備誘導係班長・班員	必要の都度

- 1 総合訓練については、国、府、町主催の原子力防災訓練又は保安規定に基づく非常時訓練と兼ねることが出来る。
- 2 総合訓練の中に、通報訓練、救護訓練、モニタリング訓練及び避難誘導訓練を含めることを原則とするが、個別訓練で実施すれば総合訓練に含めなくてよいこととする。

別表第 1 1 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災 要員の派遣	原子力防災資機材の貸与		備考
原子力災害現地対策 本部における業務に 関する事項	副原子力防災管理者	1 名			
	情報 2 係	5 名			
	総務広報係	1 名			
環境放射線モニタリン グ、汚染検査、汚染除 去に関する事項	放管係	3 名	汚染防護服（タイベックスーツ）	7 着	
	除染係	3 名	呼吸用ボンベマスク（空気呼吸器）	1 式	
			フィルター付防護マスク（半面）	7 式	
			フィルター付防護マスク（全面）	7 式	
			空間放射線積算線量計	2 個	
			可搬式ダストサンプラー	2 台	
			ポケット線量計	1 0 個	
			ヨウ化カリウム製剤	5 0 0 錠	

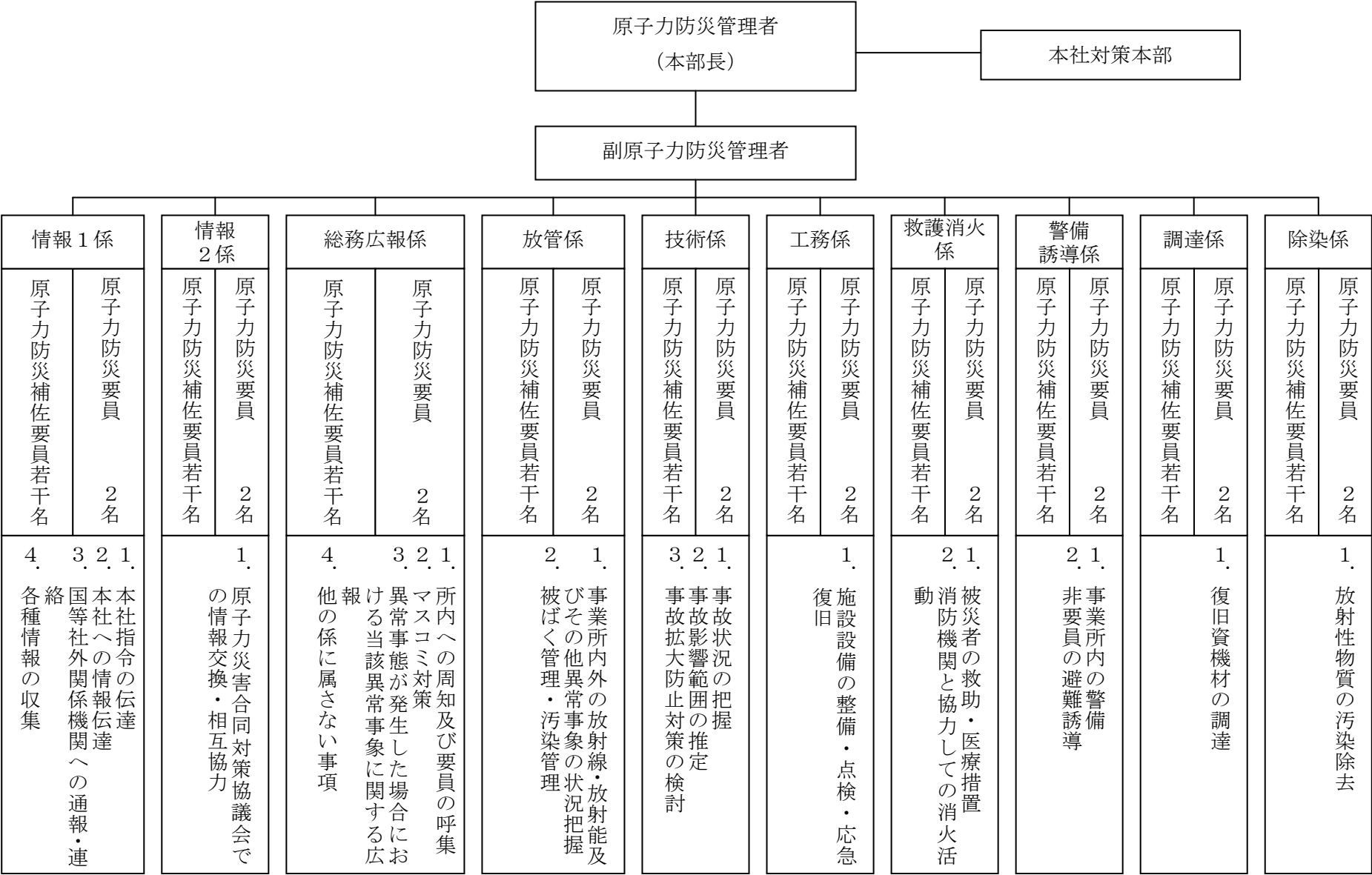
別表第 1 2 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災 要員の派遣	原子力防災資機材の貸与（但し、別表第 7 での資機材を含む）		備考
原子力災害現地対策 本部における業務に 関する事項	副原子力防災管理者	1 名			
	情報 2 係	5 名			
	総務広報係	1 名			
環境放射線モニタリン グ、汚染検査、汚染除 去に関する事項	放管係	3 名	汚染防護服（タイベックスーツ）	7 着	
	除染係	3 名	呼吸用ボンベマスク(空気呼吸器)	1 式	
			フィルター付防護マスク(半面)	7 式	
			フィルター付防護マスク(全面)	7 式	
			空間放射線積算線量計	2 個	
			可搬式ダストサンプラー	2 台	
			ポケット線量計	1 0 個	
			ヨウ化カリウム製剤	5 0 0 錠	

別表第 1 3 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

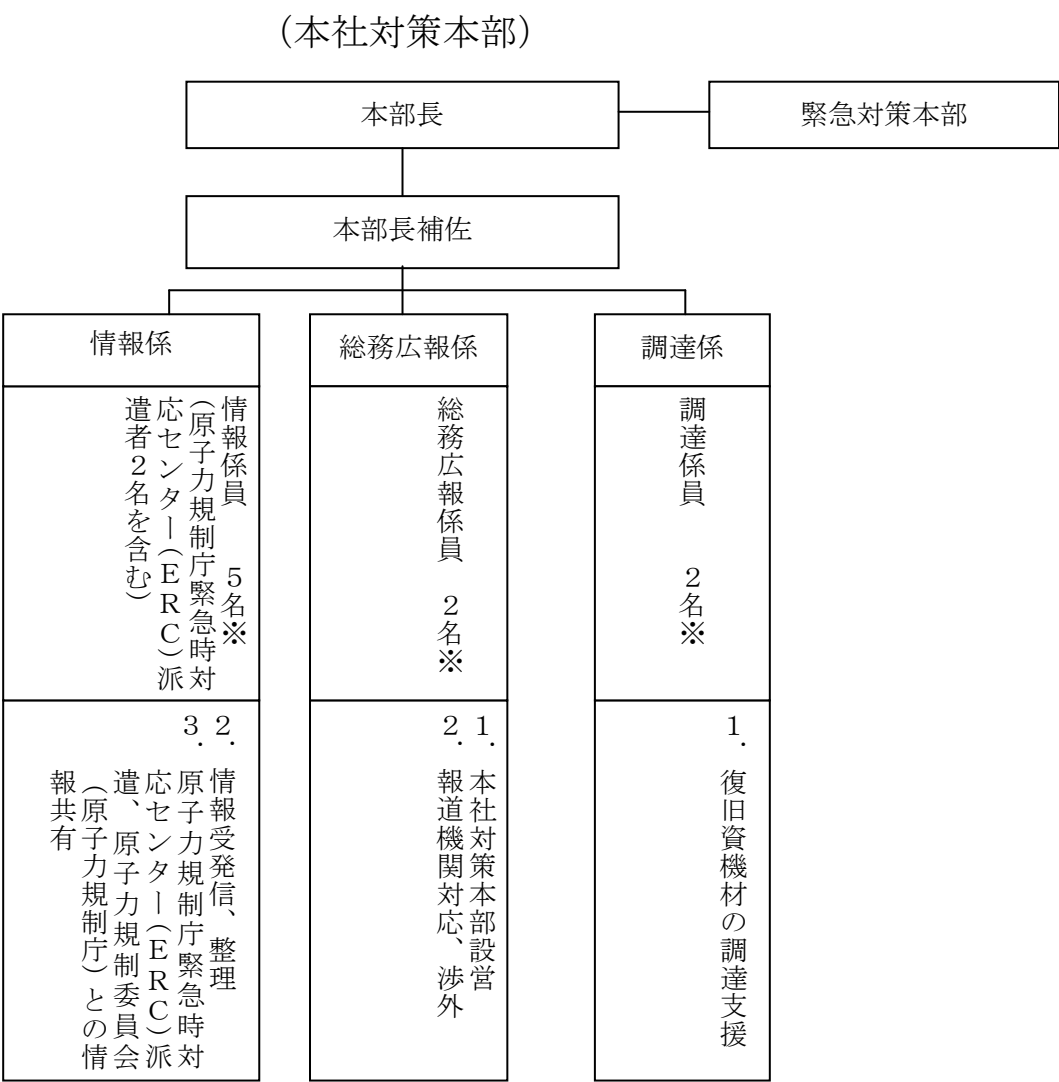
	原子力防災組織	原子力防災 要員の派遣	原子力防災資機材の貸与		備考
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	放管係	5 名	汚染防護服（タイベックスーツ）	7 着	
	除染係	4 名	呼吸用ボンベマスク(空気呼吸器)	1 式	
			フィルター付防護マスク(半面)	7 式	
			フィルター付防護マスク(全面)	7 式	
			空間放射線積算線量計	2 個	
			可搬式ダストサンプラー	2 台	
			ポケット線量計	1 0 個	
			ヨウ化カリウム製剤	5 0 0 錠	

別図第1 原子力防災組織（緊急時対策要員）の業務分掌（1／2）



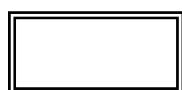
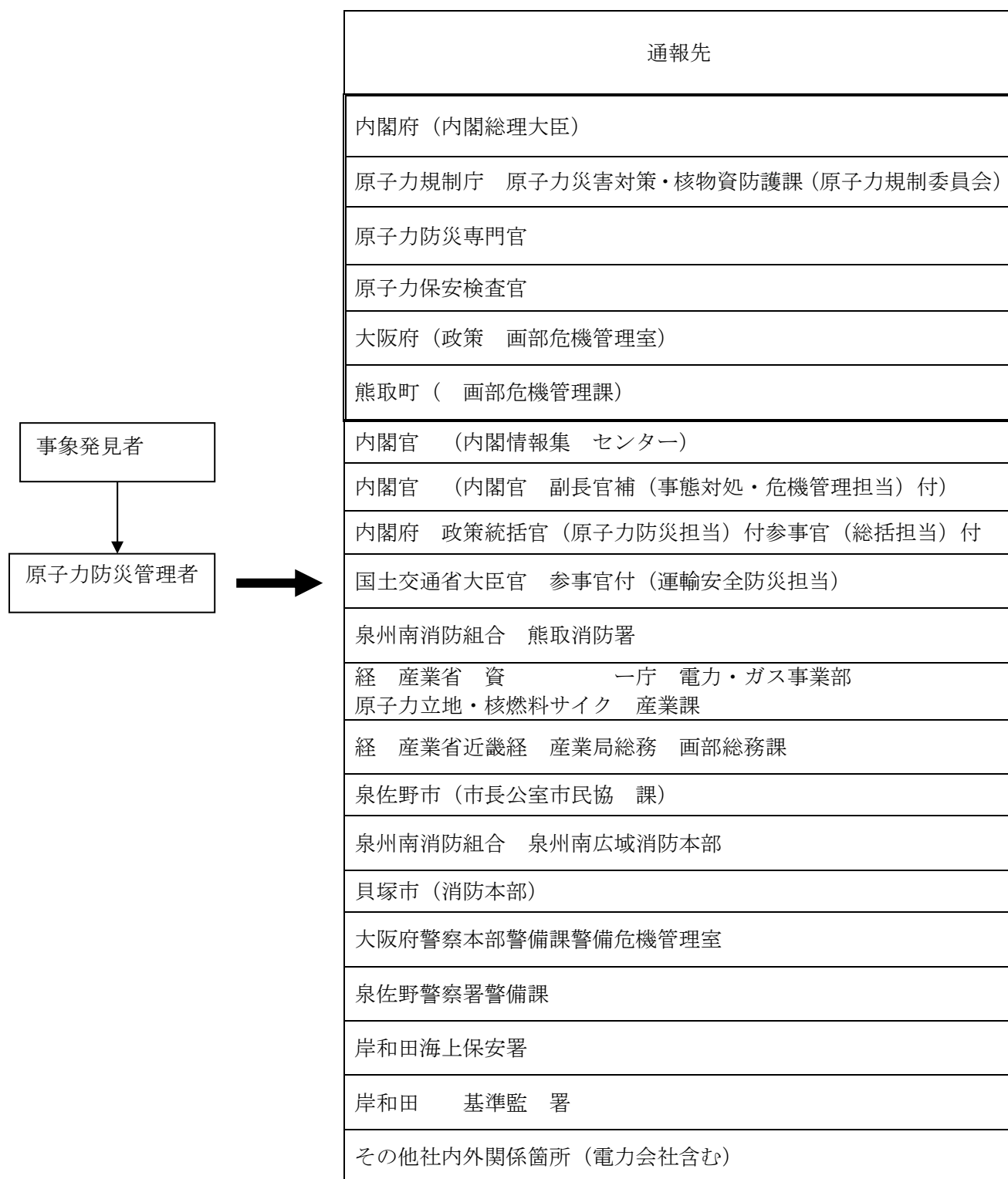
※1. 各係の原子力防災要員のうち1名は係長とする。
※2. 緊急対策本部は原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び各係長により構成する。
※3. 核燃料取 主任者（正）に任命されている者は、緊急時対策要員を することはできないものとする。

別図第1 原子力防災組織の業務分掌（2／2）

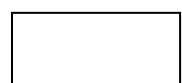


※1. 各係の原子力防災要員のうち1名は係長とする。

別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1／2）
（1）事業所内での事象発生時の通報経路

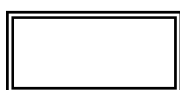
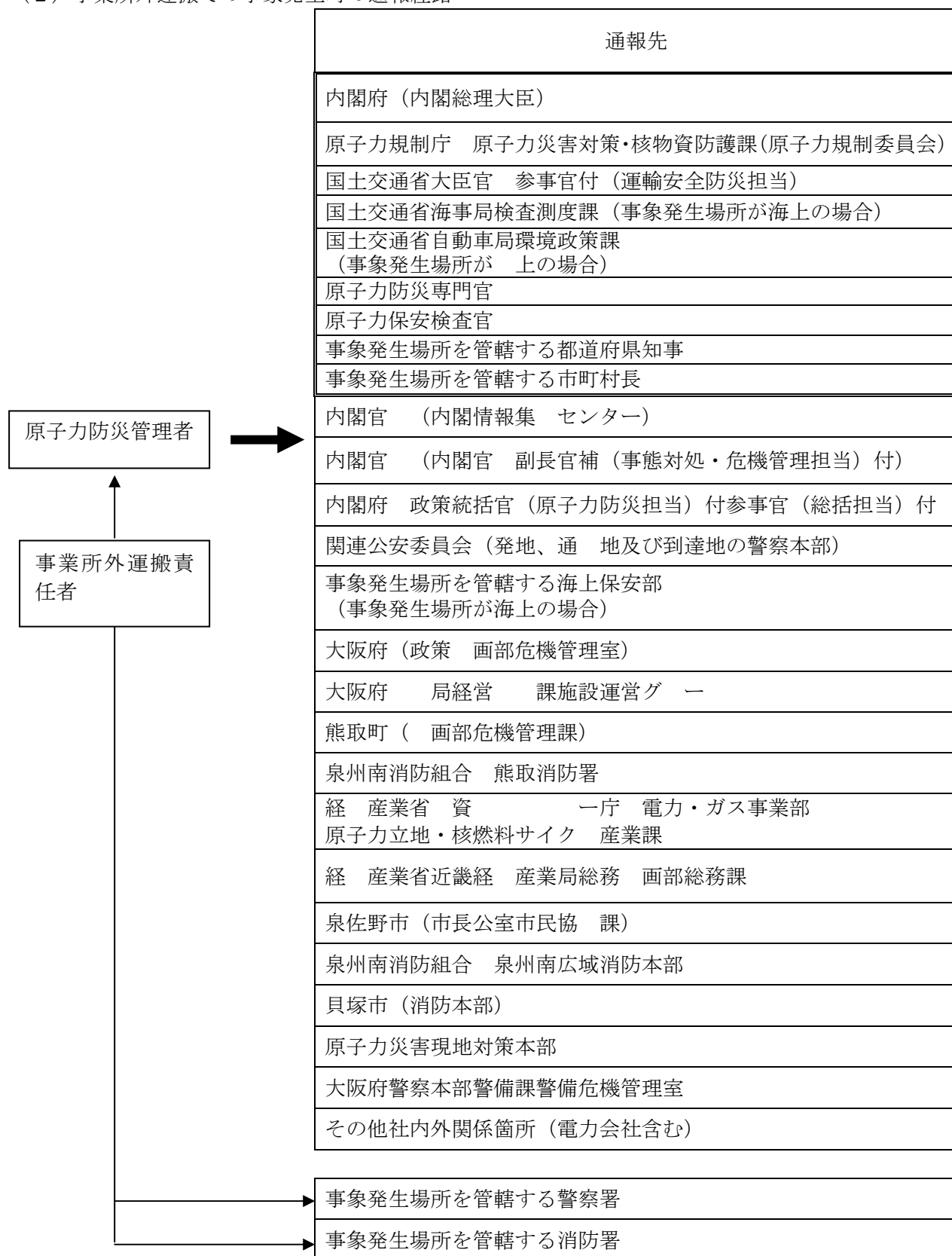


：原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
（ファクシミリ一斉送信及び電話によるファクシミリ着信の確認）



：その他関係機関（ファクシミリ一斉送信）

別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（2／2）
（2）事業所外運搬での事象発生時の通報経路



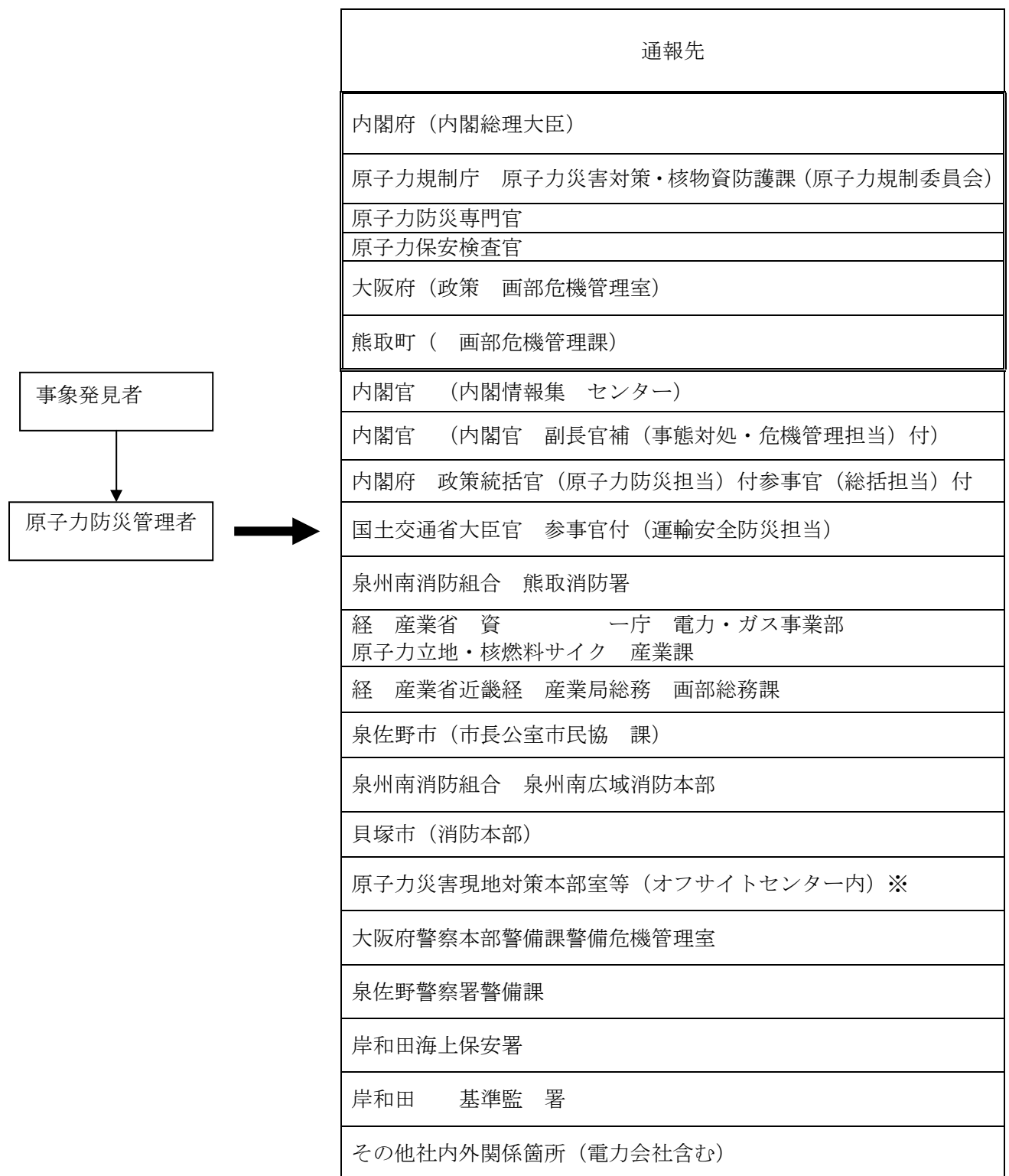
：原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
（ファクシミリ一斉送信及び電話によるファクシミリ着信の確認）



：その他関係機関（ファクシミリ一斉送信）

別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2）

（1）事業所内での事象発生時の連絡経路

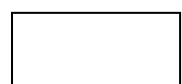


※設置されている場合



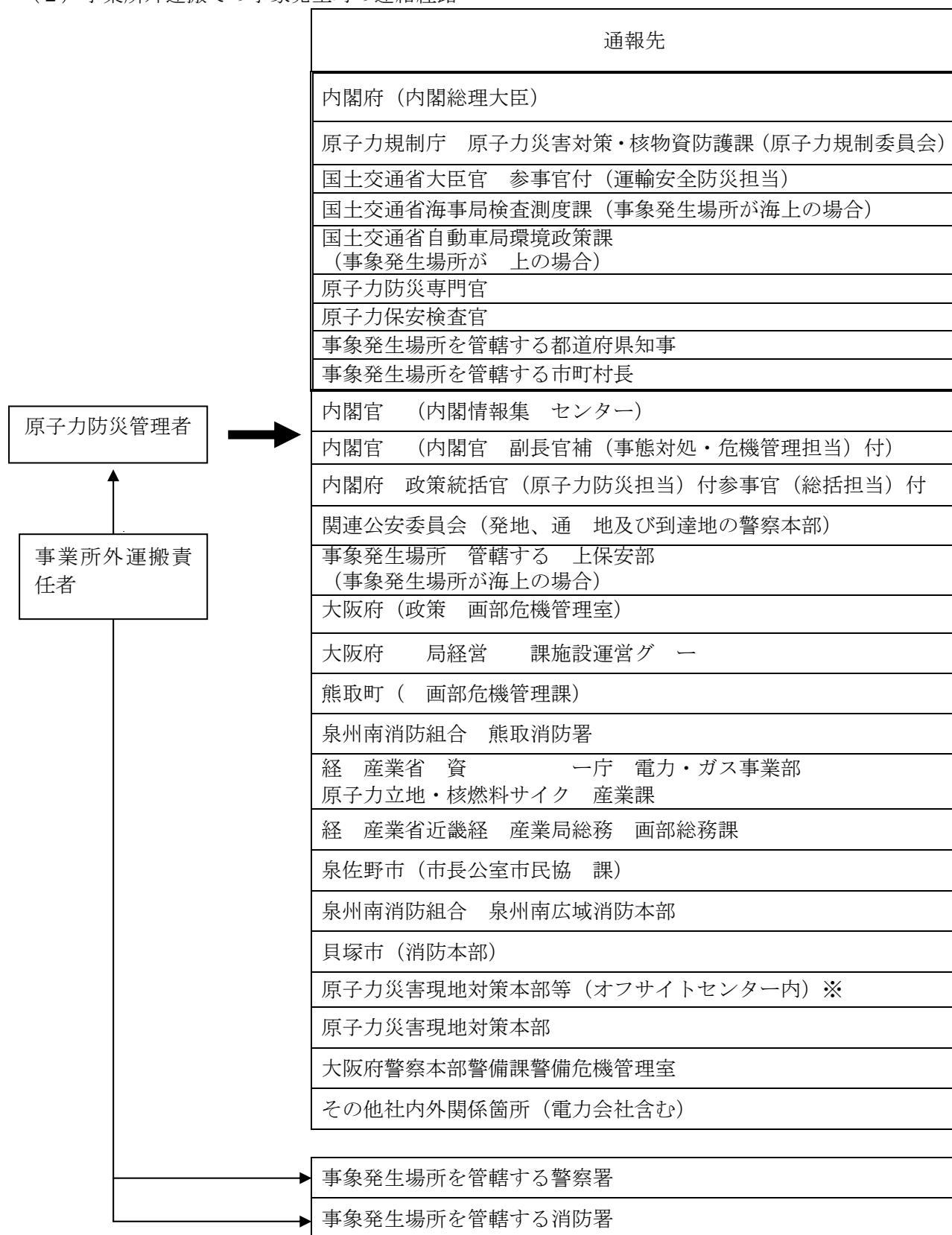
：原子力災害対策特別措置法第10条第1項通報後の連絡先

（ファクシミリ一斉送信及び電話によるファクシミリ着信の確認）

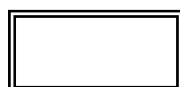


：その他関係機関（ファクシミリ一斉送信）

別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（2／2）
（2）事業所外運搬での事象発生時の連絡経路



※設置されている場合



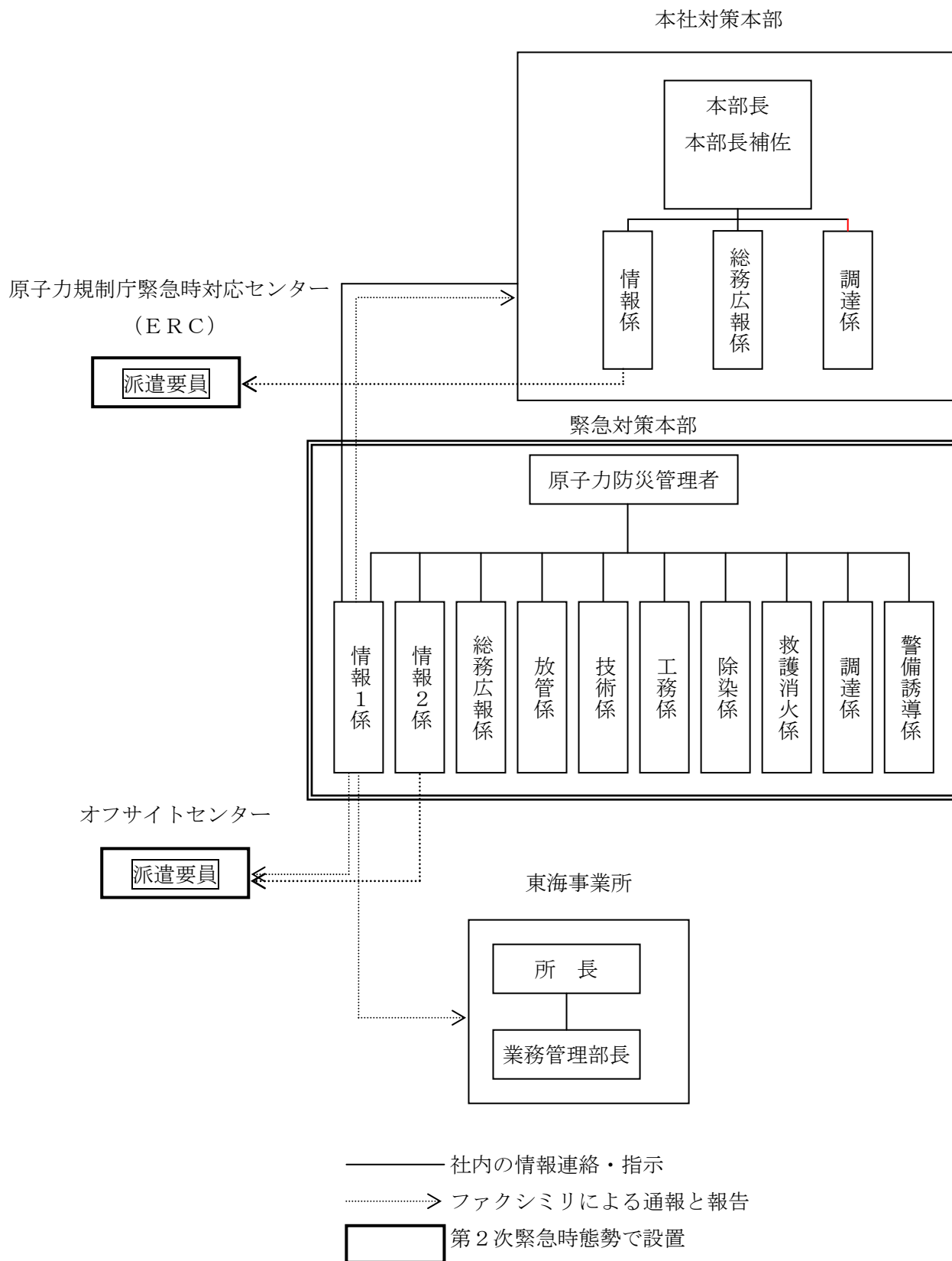
：原子力災害対策特別措置法第10条第1項通報後の連絡先

（ファクシミリ一斉送信及び電話によるファクシミリ着信の確認）

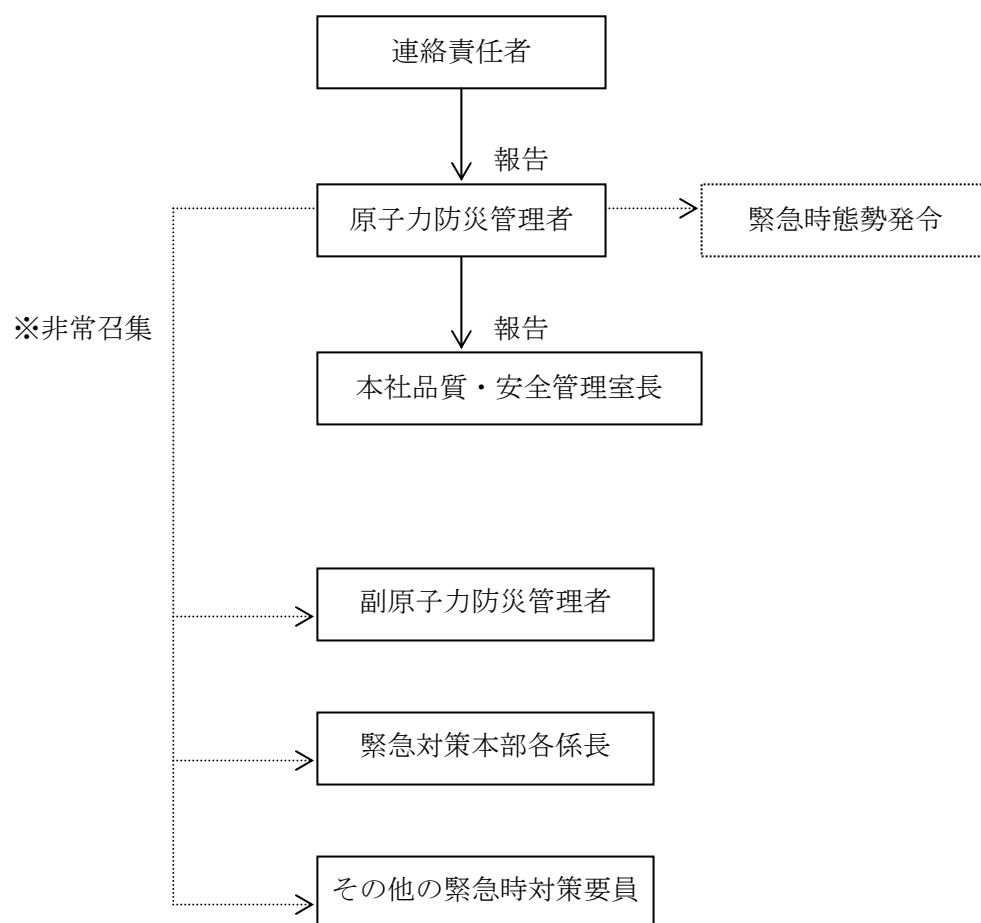


：その他関係機関（ファクシミリ一斉送信）

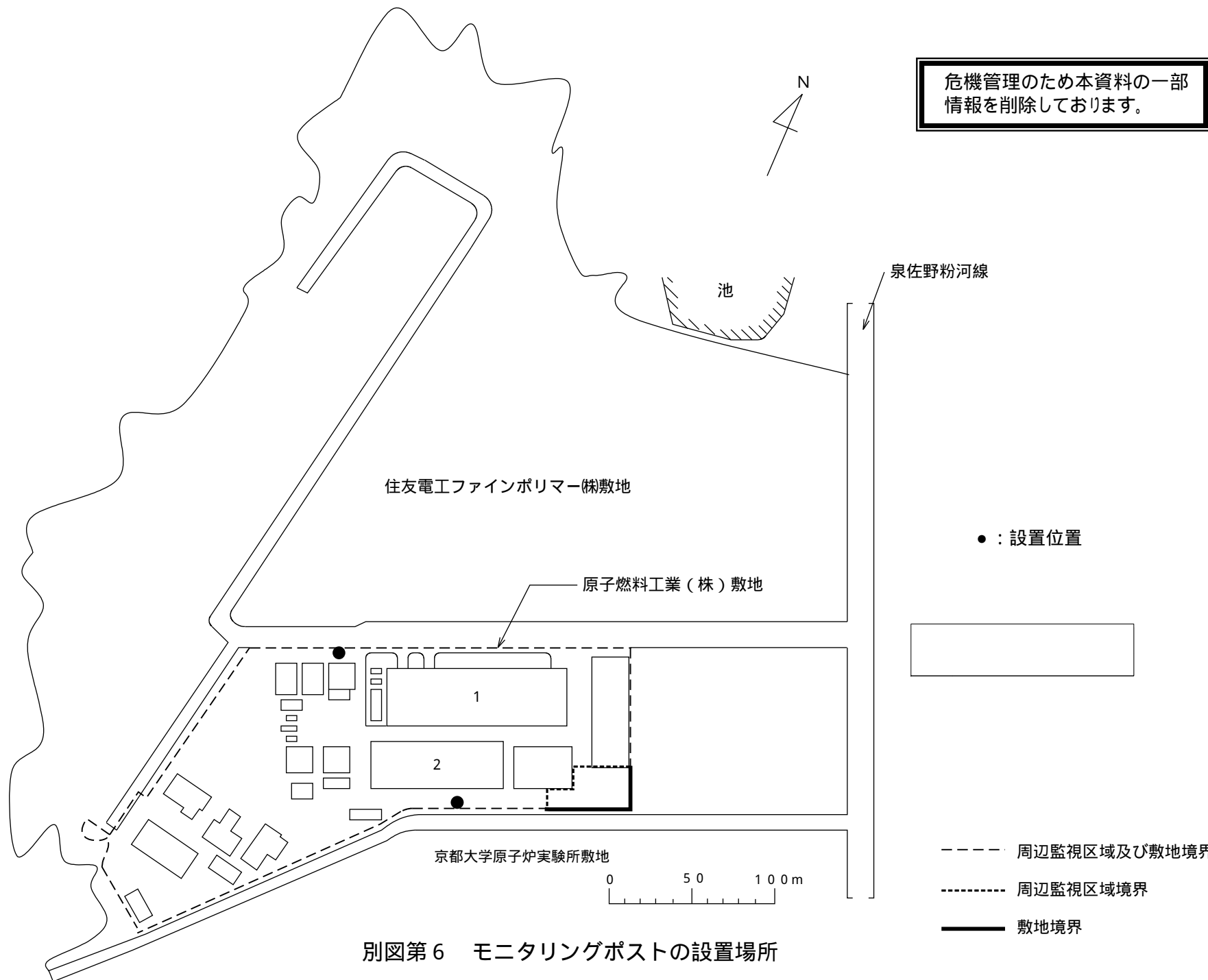
別図第4 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路



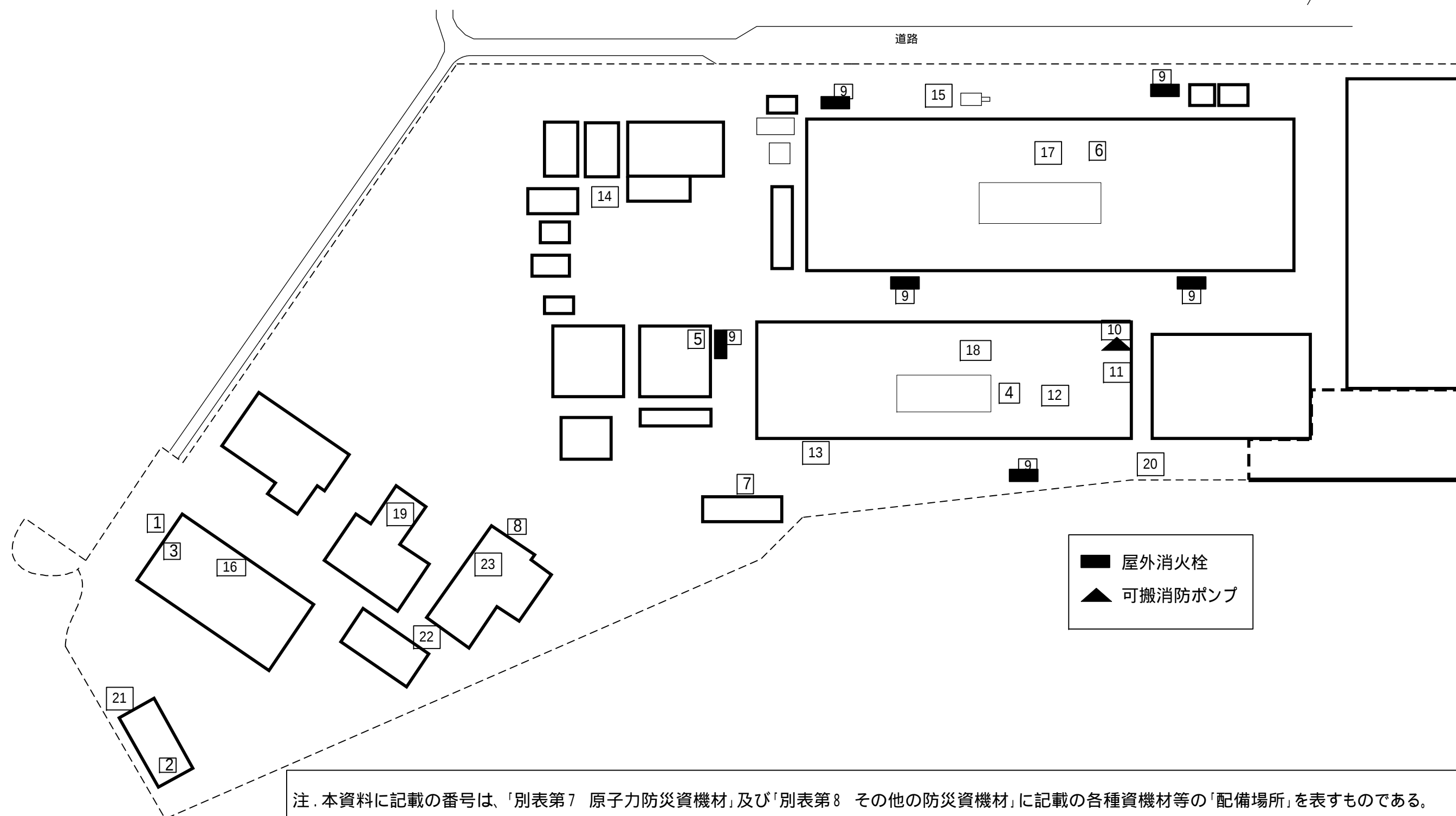
別図第5 事業所の緊急時態勢発令と事業所緊急対策要員の非常召集連絡経路



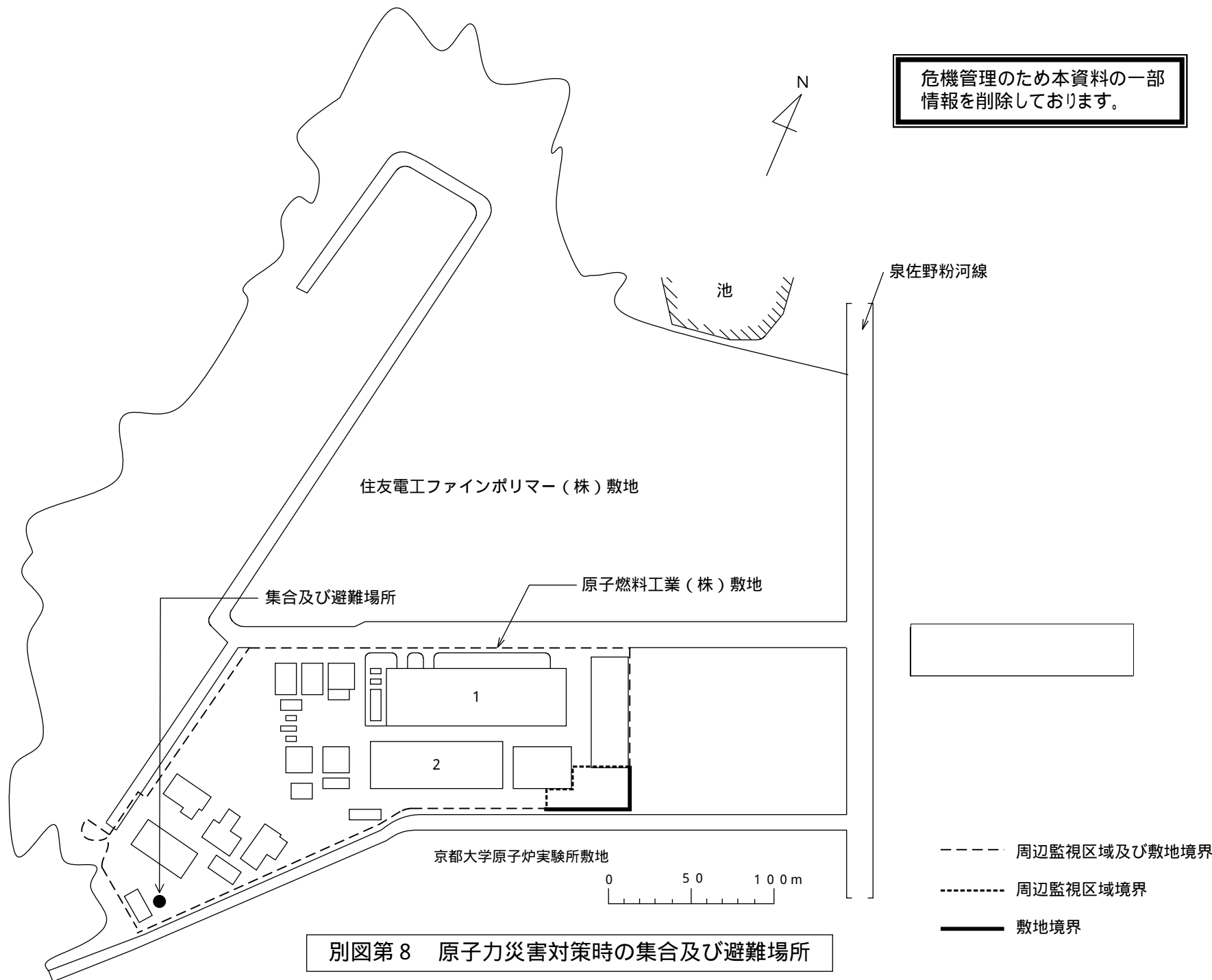
※非常召集は所内放送又は電話による一斉呼出により行う。



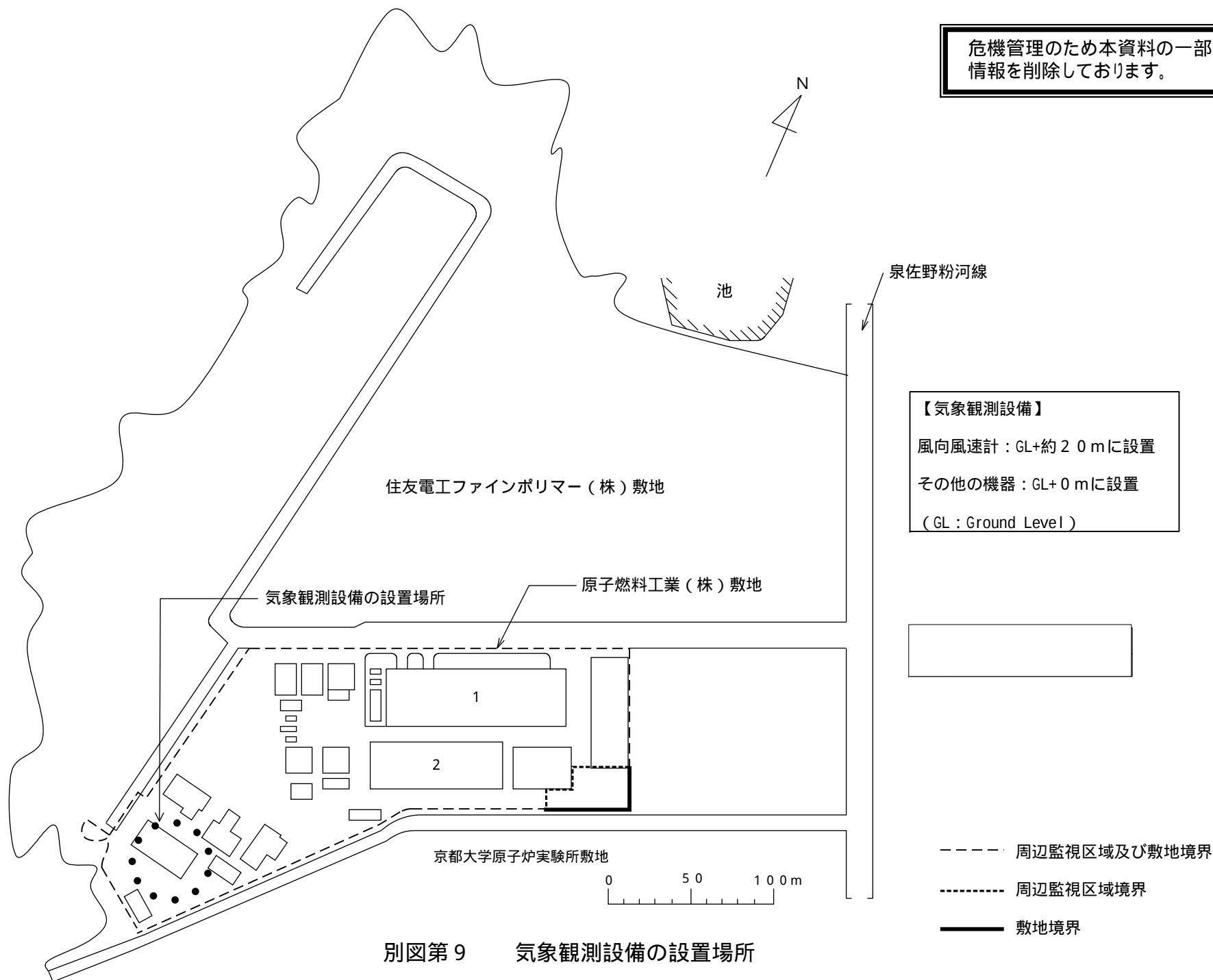
危機管理のため本資料の一部
情報を削除しております。



別図第7 原子力防災資機材等の配備場所



危機管理のため本資料の一部
情報を削除しております。



様式第 1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者 <u>住所</u> 氏名 印 <u>（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）</u> （担当者 所属 電話 ）	
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力 災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規則に関する法律に基づき受けた指定、許可又 は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協 議 し た 都 道 府 県 知 事 及 び 市 町 村 長	
予 定 さ れ る 要 旨 の 公 表 の 方 法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第2 原子力防災要員現況届出書

[illegible]

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日 原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長殿 届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名） （担当者 所属 電話 ） 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任しましたので、原子力災害対策特別措置法第 9 条第 5 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
区 分	選 任 解 任		
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 4 放射線測定設備現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長殿 届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話) 放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 号第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 5 原子力防災資機材現況届出書

年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長殿			
届出者			
住所 _____			
氏名 _____ 印			
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
(担当者 所属 電話)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付き防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	台	
		台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器	台	
	その他	エリアモニタリング設備	台
	モニタリングカー	台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

様式第 6 特定事象発生通報

		年 月 日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長殿		
第 1 0 条 通 報		通報者名 _____
		連絡先 _____
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の 名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		(2 4 時間表示)
発生した 特定事象の 概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握 に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 7 特定事象発生通報

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長殿		
第 1 0 条 通 報 通報者名 _____ 連絡先 _____		
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の 名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	(2 4 時間表示)	
発生した 特定事象の 概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握 に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 8 (1 / 4) 異常事態連絡様式 (第 2 報以降) (加工・使用施設)

各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

平成__年__月__日 (第__報)	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長殿	
通報者名 _____	
連絡先 (原子力防災管理者) _____	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	名称 : _____ (事業区分 : _____) 場所 : _____
特定事象の発生箇所	_____ 建屋 _____ 施設
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 _____
	原子力緊急事態に該当 (☐ する、 ☐ しない)
	想定される原因 ☐ 特定 _____ ☐ 調査中
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)
	被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有 : 被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有 : _____
	気象情報 (確認時刻 時 分)
	・天候 : ・風向 : 方位 ・風速 : m/s ・大気安定度 :
周辺環境への影響	☐ 無 ☐ 有 : _____
応急措置	

様式第 8 (2 / 4) 異常事態連絡様式 (第 2 報以降) (加工・使用施設)

【別紙 1 : 施設の運転に関するパラメータ】

1 . 事故時の運転状況

事故発生時の工程	工 程 設 備
----------	--

2 . 施設の状態

項 目	確認時刻 (日 時 分)
その他の状況 ・火 災 ・爆 発 ・漏えい	
特 記 事 項	

上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

様式第 8 (3 / 4) 異常事態連絡様式 (第 2 報以降) (加工・使用施設)

【別紙 2 : 放射性物質及び放射線に関するデータ】

1 . 放射性物質の状況

項 目	評価時間 (日 時 分)
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 全 α (Bq/h) 全 β (Bq/h) 総量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 全 α (Bq/cm ³) 全 β (Bq/cm ³) 総量 (Bq/cm ³)	
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 全 α (Bq) 全 β (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間(h) 放出開始時刻	
評価時刻以後の放出 (予測量) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続推定時間(h)	

2 . 予測線量

種 類	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

(施設側での計算値)

上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することも可とする。

様式第 8 (4 / 4) 異常事態連絡様式 (第 2 報以降) (加工・使用施設)

【別紙 2 : 放射性物質及び放射線に関するデータ】

3 . 放射線モニタリングの状況

注 1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注 2) 場所がわかる資料も送付することとする。

排気筒モニタ	
排気筒モニタ	排気筒名 : cps
排気筒以外の放出場所の状況	場 所 名 : cps
・	・
・	・
・	・

固定式モニタリング設備地点					
γ 線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	...
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	...
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	...
	・				
	・				

可動地点					
γ 線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	...
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	...
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	...
	・				
	・				
中性子線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	...
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	...
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	...
	・				
	・				
ヨウ素濃度	設備地点名				
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	...
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	...
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	...
	・				
	・				
その他測定項目		設備地点名			
項目		時 分			...
		時 分			...
		時 分			...
		・			

上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

様式第 9 (1 / 2) 異常事態連絡様式 (第 2 報以降) (事業所外運搬)

各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

平成____年____月____日 (第____報)		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長殿		
通報者名 _____		
連絡先 (原子力防災管理者) _____		
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。		
原子力事業所の名称及び場所	名称 : _____ (事業区分 : _____) 場所 : _____	
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分 (2 4 時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	_____ 原子力緊急事態に該当 (☐ する、 ☐ しない)
	想定される原因	☐ 特定 _____ ☐ 調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 ____ 時 ____ 分)	被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有 : 被ばく者 ____ 名 要救助者 ____ 名 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有 : _____
	気象情報 (確認時刻 ____ 時 ____ 分)	
	周辺環境への影響	☐ 無 ☐ 有 : _____
	応急措置	

様式第9 (1 / 2) 異常事態連絡様式 (第2報以降) (事業所外運搬)

【別紙1：輸送容器に関するパラメータ】

1. 輸送容器の状態

項 目	確認時刻 (日 時 分)
・火 災 ・爆 発 ・漏えい	
特 記 事 項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項 目	確認時刻 (日 時 分)
放射性物質	
放 射 線	

上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

様式第 10 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の基準に達したときの報告様式

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長殿

第 15 条 報 告

原子力災害対策特別措置法第 15 条に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り報告します。

発 信 日 時	平成 年 月 日 時 分	送 信 者	
受 信 日 時	平成 年 月 日 時 分	受 信 者	

1. 事 故 件 名：原子燃料工業 熊取事業所_____について

2. 事故発生場所：原子燃料工業 熊取事業所

3. 事故発生日時：平成____年____月____日____時____分

4. 事 故 の 種 類：敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・
火災爆発等による放射性物質放出・事業所外運搬放射線量上昇・原子炉外臨界・
事業所外運搬事故

5. モニタリングポスト指示値及び気象状況等

敷地周辺 の空間線 量率	モニタリングポスト指示値	中性子線量	空間線量当量率
	MP Gy/h	Sv/h	Sv/h
	MP2 Gy/h	Sv/h	Sv/h

気象 状況	風向(排気筒高さ)	
	風向 (10 m)	
	風速(排気筒高さ)	
	風速 (10 m)	
	大気安定度	

6. 加工施設の状況： _____

7. その他の事項： _____

(用紙サイズ： A 4)

様式第 1 1 防災訓練実施結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 1 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 1 2 応急措置の概要報告（加工・使用施設）

平成 年 月 日（第 報） 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長殿	
第 2 5 条 報 告	通報者名 _____ 連 絡 先 _____ 特定事象の応急措置の概要について、以下のとおり報告します。
原子力事業所の名称 及び場所	
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	（ 2 4 時間表示 ）
特定事象の種類	
応急措置概要	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 1 3 応急措置の概要報告（事業所外運搬）

平成 年 月 日（第 報）	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長殿	
第 2 5 条 報 告	<u>通 報 者 名</u> _____ <u>連 絡 先</u> _____
事業所外運搬に係る特定事象の応急措置の概要について、以下のとおり報告します。	
原子力事業所の名称 及び場所	
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	（ 2 4 時間表示 ）
特定事象の種類	
応急措置概要	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。